

公の施設の指定管理者の指定の件（産業振興センター）

令和4年（2022年）11月29日提出

札幌市長 秋元 克広

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、
公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

- 1 公の施設の名称
札幌市産業振興センター
- 2 公の施設の位置
札幌市白石区東札幌5条1丁目
- 3 指定管理者
札幌市白石区東札幌5条1丁目1番1号
一般財団法人さっぽろ産業振興財団
理事長 秋元 克広
- 4 指定期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(理由)

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、産業振興センターの指定
管理者を指定するため、本案を提出する。